

# 遺族厚生年金の見直しに対して寄せられている指摘への考え方

## 1. 見直しの対象者について

- ① 法案では、遺族厚生年金の見直しは2028年4月施行予定。
- ② 見直しの施行直後に原則5年の有期給付の対象となるのは、18歳年度末までの子がない、2028年度末時点で40歳未満の女性であり、新たに対象となる30代の女性は推計で年間約250人となる（20代については既に5年の有期給付となっている。）。
- ③ 一方で、施行直後から妻を亡くした18歳年度末までにある子のない男性（20代から50代）は、新たに5年の有期給付が受給できることになり、対象者は推計で年間約1万6千人となる。（女性と同程度に男性も遺族になると仮定した場合）

## 2. 見直しの影響を受けない方

- ④ (1)すでに遺族厚生年金を受給している方、(2)60歳以降に遺族厚生年金の受給権が発生する方、(3)2028年度に40歳以上になる女性、は見直しの影響はない。
- ⑤ 18歳年度末までの子がいる方は、子が18歳年度末になるまでの間の給付内容は現行制度と同じである（⑧参照）。

## 3. 見直し後の5年の有期給付と継続給付について

- ⑥ 有期給付の額に新たに加算（有期給付加算）が上乗せされ、5年有期給付の遺族厚生年金の額は現在の約1.3倍となる。
- ⑦ 5年有期給付の終了後も、(1)障害状態にある方（障害年金受給権者）、(2)収入が十分でない方は、引き続き増額された遺族厚生年金を受給することができる。収入が、単身の場合で就労収入で月額約10万円（年間122万円（※））以下の方は継続給付が全額支給され、以降は収入が増加するにつれて収入と年金の合計額が緩やかに増加するよう年金額が調整され、遺族厚生年金の年金額にもよるが、概ね月収20万円から30万円を超えると継続給付は終了する。

※ 2025年度税制改正を反映した地方税所得に基づくと132万円（見込み）。また、夫と死別した妻が所得に関する要件を満たして地方税法上の「寡婦」に該当する場合は、年間204万程度となる。

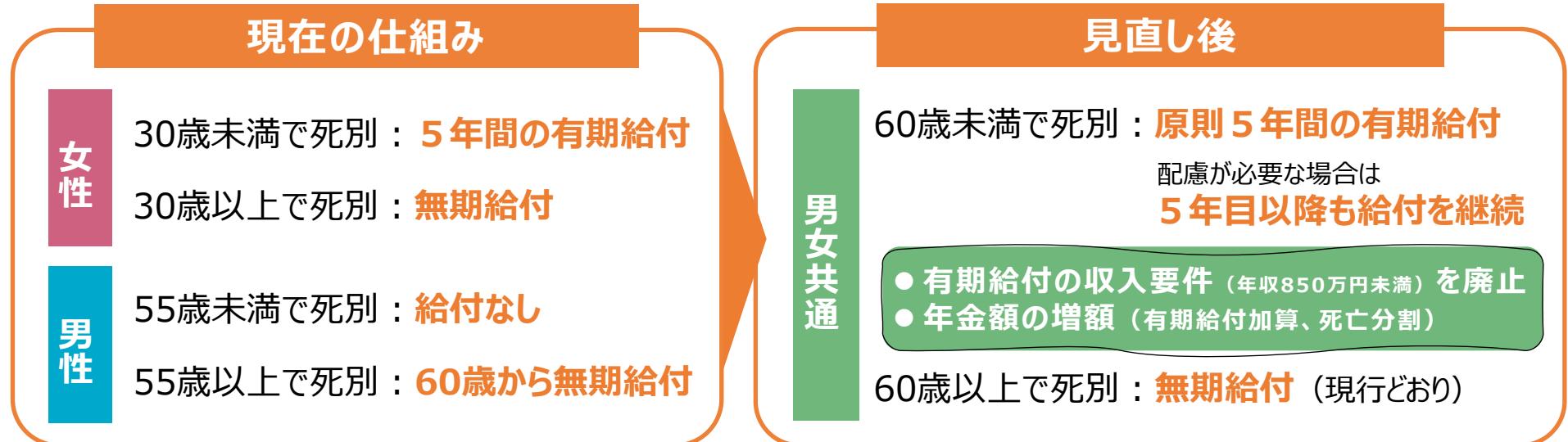
## 4. 子どもがいるケース

- ⑧ 18歳年度末までの子がいる方は、子が18歳年度末になるまでは現行制度と同じであり、見直しの影響はない（子が18歳年度末を迎えた後は、更に5年間は加算によって増額された有期給付+上記⑦の継続給付の対象となる。）。また、遺族基礎年金の子の加算額が増額（年間約23.5万→年間約28万）となり給付増となる。

# 遺族厚生年金の見直し

✓ 女性の就業率の向上などに合わせて、**遺族厚生年金の男女差を解消**します。

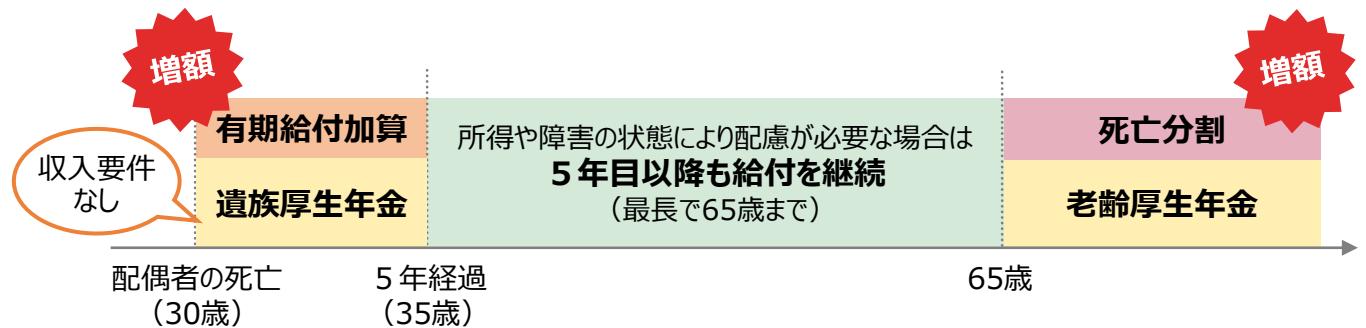
【男性は2028年4月から実施、女性は2028年4月から20年かけて段階的に実施】



いずれも、子どものない場合（※子どもとは、18歳になった年度末までまたは障害の状態にある場合は20歳未満の方をいいます）

子どもがいる場合は、上記年齢を超えるまでは現行制度と同じ。超えた後から原則5年の加算によって増額された有期給付+継続給付となる。

## 【例】子どものない方が30歳で配偶者を亡くした場合（男女共通）



## 現在と変更のない方

- 60歳以上で死別された方
- 子ども（上記※に該当）を養育する間にある方の給付内容
- 改正前から遺族厚生年金を受け取っていた方
- 2028年度に40歳以上になる女性

# 中高齢寡婦加算の見直しについて

## 1. 現行制度

- 中高齢寡婦加算は、
  - ① 夫と死別時に40歳以上65歳未満であって18歳年度末までの子のない妻
  - ② 夫と死別時に18歳年度末までの子がある妻で遺族基礎年金の支給終了時に40歳以上65歳未満であるものに対する遺族厚生年金に65歳になるまで加算される（令和7年度の加算額は年額623,800円）。
- 妻を亡くした夫に対しては同様の加算はなく男女差のある制度となっている。

## 2. 見直しの背景

- 社会保障審議会年金部会の議論においても、女性の就業の進展、共働き世帯の増加等を踏まえた男女差の解消として、十分な時間をかけた終了が求められていることから、男女ともに受給しやすい遺族厚生年金を目指す改正全体の中で併せて見直すもの。

## 3. 見直しの影響を受けない方

- (1)施行日前からすでに加算を受け取っている妻、(2)中高齢寡婦加算の対象外である妻（例えば、40歳未満又は65歳以降に夫と死別した18歳年度末までの子のない妻など）、については見直しの影響はない。

## 4. 具体的な見直し内容

- 見直しの施行日（令和10年4月1日）以降に新規に発生する加算の額は、令和35年度まで25年かけて段階的に縮小。
- 一度受け取り始めた加算は翌年度以降も額は変わらず、65歳になるまで受け取ることができる。
- 今回の遺族厚生年金の見直しで5年間の有期給付となる妻については、有期給付加算により年金額が約1.3倍になった上で中高齢寡婦加算も受給することができ、更に5年間の支給期間終了後も障害年金受給権者や収入が十分でない場合は、最長で65歳になるまで引き続き増額された遺族厚生年金に加えて中高齢寡婦加算を受給することができる。

# 20代から50代に死別した子のない配偶者の遺族厚生年金の見直しの全体像（1/2）

第17回社会保障審議会年金部会  
2024年7月30日

資料4  
(一部改訂)

## 【見直しの方向性】

- 施行日から、新たに60歳未満の夫を有期給付の遺族厚生年金の対象に加えることを検討する。また、子のない妻の有期給付の対象年齢を施行日から40歳に引き上げ、その後、相当期間をかけて段階的に対象年齢を引き上げる。
- 施行日から、有期給付の遺族厚生年金を対象とする有期給付加算を加算する。
- 中高齢寡婦加算は施行日以降、年度ごとに加算額を段階的に遞減し、最終的に廃止する。その上で施行日以降に新規発生する中高齢寡婦加算は、新規発生する年度に応じた加算額とし、受け取り始めた時点の加算額は、受け取り終了まで変わらない。

## 有期給付化の具体的な施行イメージ

| 施 行 年 度                   | 遺族厚生年金の受給権取得当時の年齢別 受給する遺族給付のイメージ |  |  |  |  |  |  |  |
|---------------------------|----------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 現行制度                      |                                  |  |  |  |  |  |  |  |
| N年度～<br>※ 今回の改正における経過的な姿  |                                  |  |  |  |  |  |  |  |
| N+5年度<br>※ 今回の改正における経過的な姿 |                                  |  |  |  |  |  |  |  |

# 20代から50代に死別した子のない配偶者の遺族厚生年金の見直しの全体像（2/2）

第17回社会保障審議会年金部会  
2024年7月30日

資料4  
(一部改訂)

## 有期給付化の具体的な施行イメージ

| 施 行 年 度   | 遺族厚生年金の受給権取得当時の年齢別 受給する遺族給付のイメージ |  |  |  |  |  |  |  |
|---|----------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| <b>N+10年度</b><br>※ 今回の改正における経過的な姿<br>② 妻の有期給付対象年齢の段階的引き上げ |                                  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>N+15年度</b><br>※ 今回の改正における経過的な姿<br>② 妻の有期給付対象年齢の段階的引き上げ |                                  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>N+20年度</b><br>※ 今回の改正における経過的な姿<br>○ 年齢要件の男女差の解消        |                                  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>N+25年度</b><br>※ 今回の改正における最終的な姿<br>○ 新規の中高齢寡婦加算終了       |                                  |  |  |  |  |  |  |  |

# 子どもがいる場合の加算の見直し

年金には、子どもを養育している年金受給者の方に対し、年金額を加算する仕組みがあります。今回、この加算額の引上げに加え、老齢基礎年金のみを受給されている方など、対象者の範囲を広げることを予定しています。

## 対象者

### ✓ 年金を受給している。

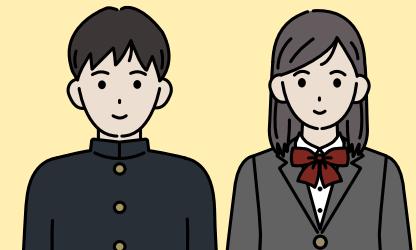
(老齢基礎年金、老齢厚生年金、  
障害基礎年金、障害厚生年金（1級、2級）、  
遺族基礎年金、遺族厚生年金 )

※下線部は今回の改正で加算が新設される年金です。



### ✓ 子どもがいる。

(18歳になった年度末まで (一定程度の障害がある子どもは20歳まで) )



こどもがいる場合の加算額を引き上げます！  
(現在受給している方も対象になります)

現在の加算額

1人につき  
**年額234,800円**

1人につき  
**年額78,300円**

引上げ

改正後の加算額



1人につき  
**年額281,700円へ**

※上記の金額は2024年度価格の年額です。

# 20代から50代に死別した子のない配偶者の遺族厚生年金の見直し

第17回社会保障審議会年金部会  
2024年7月30日

資料4

## 【現行制度】

- 20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金は、主たる生計維持者を夫と捉え、夫と死別した妻が就労し生計を立てることが困難であり、世帯の稼得能力が喪失した状態が将来にわたり続くことが見込まれるといった社会経済状況を背景に、妻に対して30歳未満の場合には有期給付、30歳以上の場合には期限の定めのない終身の給付が行われている。
- 一方で、夫は就労して生計を立てることが可能であるという考え方の下、55歳未満の夫には遺族厚生年金の受給権が発生しない。加えて、受給権取得当時の年齢が40歳以上65歳未満である中高齢の寡婦のみを対象とする加算があるなど、制度上の男女差が存在している。

## 【見直しの意義】

- 女性の就業の進展、共働き世帯の増加等の社会経済状況の変化や制度上の男女差を解消していく観点を踏まえて、20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金を見直す。  
※ 施行日前に受給権が発生している遺族厚生年金については、現行制度の仕組みを維持する。

## 【見直しの方向性】

- 20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金を、配偶者の死亡といった生活状況の激変に際し、生活を再建することを目的とする5年間の有期給付と位置付け、年齢要件に係る男女差を解消することを検討する。
- 現在、妻が30歳未満に死別した場合に有期給付となっている遺族年金について、適切な配慮措置を講じた上で、30歳以上へと対象年齢の引上げを徐々に行うことにより、20代から50代に死別した子のない妻に対する遺族厚生年金の見直しを行う。引上げの施行に当たっては、現に存在する男女の就労環境の違いを考慮するとともに、現行制度を前提に生活設計している者に配慮する観点から、相当程度の時間をかけて段階的に施行することとする。男性については、こうした女性の対象見直しと合わせて、給付対象となる年齢を拡大する。

| ※年齢別遺族厚生年金の新規受発者<br>(30歳以上の子のない女性・令和5年度) | 30～34歳<br>約100人 | 35～39歳<br>約160人 | 40～44歳<br>約420人 | 45～49歳<br>約1,550人 | 50～54歳<br>約4,670人 | 55～59歳<br>約9,260人 |
|--|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|--|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|

- なお、養育する子がいる世帯としてみた場合の遺族厚生年金、高齢期の夫婦の一方が死亡したことによって発生する遺族厚生年金については、現行制度の仕組みを維持する。